

神奈川区公告第 68 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は、当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月17日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂久

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	介護保険料令和 8 年度 5 月分督促状	
(注意) 地方税法第20条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

氏名	
金山	裕美
種市	富士子
芳賀	恵子